

## 平成24年度特定動物の見直し検討会 開催要領

平成24年8月  
環境省自然環境局

### 1. 目的

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に規定される特定動物リストは、平成12年に総理府動物保護審議会に設置された「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物選定専門委員会」において、毒性、爪牙等による殺傷力、物理的な圧力、攻撃性向等を踏まえて選定された動物を基に構成されている。

平成23年12月の「動物愛護管理のあり方検討報告書」において、「特定動物は非常に広範囲の分類群にまたがる野生動物種で構成されており、また人間に対する各指定種が持つ危険性（毒性、殺傷力等）の判断については専門性の極めて高い分野であるため、特定動物の範囲については、別途に各分野の有識者で構成される委員会等での議論が必要」とされたことや、最初の選定から10年以上が経過し、その間の動物分類学の進展等を踏まえると、特定動物リストの見直しが必要となっている。

さらに、平成24年度には、許可施設で飼養されていた特定動物による人の死亡事故が複数発生している。このような事故の再発防止等に向け、飼養保管基準等を見直す必要性についても検討を行う必要がある。

以上を踏まえ、特定動物に関する政令や各種基準等の見直しに向けた有識者による検討を行うため、以下のとおり「平成24年度特定動物の見直し検討会（以下「検討会」という。）」を設置・開催するものである。

### 2. 構成

(1) 検討会は、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物の各分類群における代表的な研究者等で環境省自然環境局長が委嘱した委員をもって構成する。

(2) 委嘱の期間は承諾の日から平成25年3月31日までとする。

### 3. 座長

(1) 検討会に座長を置く。

(2) 座長は、林良博（東京農業大学農学部教授）とする。

(3) 座長は、検討会の議事運営にあたる。

(4) 座長に事故がある時には、座長があらかじめ指名する検討委員がその職務を代行する。

#### 4. 臨時委員等

検討会において、特別な事項に関する検討を必要とする場合には、臨時検討委員を置くことができるものとする。また、必要に応じ、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上でオブザーバーとして出席させることができるものとする。

#### 5. 検討事項

検討会の検討事項は、次のとおりとする。

(1) 特定動物の選定基準、リストの見直しについて

(2) 特定動物の飼養又は保管の方法の細目等の見直しについて

(3) その他検討会の目的を達成するために必要な事項

#### 6. 会議等

(1) 会議は、非公開とする。

(2) 会議資料及び議事概要については、会議後、環境省ホームページに掲載する。ただし、会議において特に必要があると認めた資料等については、非公開とすることができる。

#### 7. 庶務

検討会の事務局は、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室に置く。

#### 8. その他

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則 この要領は、委嘱承諾日の翌日から施行する。